

- 日時：令和7年11月20日（木）16時00分～18時00分
- 場所：尼崎市役所北館4階 4-1会議室
- 出席委員：委員7名（◎＝部会長）
  - ◎中里委員、徳山委員、友田委員、與那嶺委員、三谷委員、三宅委員、岩田委員
- 事務局4人
- 文化・人権担当部長、ダイバーシティ推進課長、ダイバーシティ推進課職員2人
- 関係事業者：(株)サーベイリサーチセンター（以下「SRC」という。）
- 関係所管：0名
- 傍聴者：1名

## 1. 開 会

- ・会議成立の報告
- ・委員、事務局 の紹介
- ・事務局 より、配布資料の確認

## 2. 議 事

### (1)「男女共同参画に関する市民意識調査」(速報)について

S R C：——資料をもとに説明——

(質疑応答)

委 員：パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の認知度が、前回調査より減っている。「意味を知っている」と「聞いたことがある」を合わせると同じくらいだが、調査の分析のところでは事実の記載のみで、理由はわからないのか。

S R C：38 ページに前回との比較を載せている。知らない方の割合が増えているように見えるが、前回調査は無回答の方が5%程度いた。おそらく、その方がきちんと回答されたこともあると考えている。

事 務 局：前は「パートナーシップ宣誓制度」という名称で聞いていたが、今回は「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」としている。そのため、イメージしづらくなった方がおられたかもしれない。

委 員：最終版では、有意差について記載するのか。

事 務 局：有意差というよりも、特徴的な差があるものについて抽出して記載している。

S R C：「言葉の意味や内容を知っている」方が9.1%から7.2%になっているが、そこはほぼ誤差の範囲と考えている。

委 員：回答者の年代の傾向が違うことについて、再度説明してほしい。サンプルの取り方が違ったのか。

S R C：今回調査は、前回の調査から、サンプルの取り方を変えている。3,000人のうちの2,500人はすべての年代でまんべんなく抽出し、残り500人を20代までの方から抽出しているの

で、20代までの層を手厚く抽出していることになる。

委員：2,500人は、すべての年齢層から無作為抽出という理解で良いか。

S R C：そうである。

委員：年齢層に分けて人口の配分でサンプルを取ったのではなく、全体でということか。

事務局：年齢ごとの人口構成比に基づいて抽出している。

委員：20代以下の500人については、年齢層で分けているのか。例えば、10代と20代は同じ割合でとっているのか。

事務局：18～19歳が300人、20歳～29歳が200人で、合計500人になる。

委員：10代の方が人口は少ないが、多くとっており、それを単純に合算しているのか。

事務局：そうである。

委員：1ページ目の回収された年齢比率は、実際の人口構成比と比較してどうなのか。

事務局：年齢が上がるにつれて人口構成比は高いので、人口構成比とほぼ一致した回収率と認識している。

委員：前回調査で回収した年齢構成とどのくらい違うのかによって、回答の解釈が異なってくる。年齢別に比較しても良いと思う。

事務局：別紙で配布している資料が、前回と今回の回答者の年齢構成を出したものになる。5年前の尼崎市の年齢別の人口構成比と今回は当然変わっているが、前回と同様に高齢者の回答率が高い。今回は若年層のサンプルを追加しているので、10代20代の回答者の構成比を足すと前回より2.6倍程度増えている。そういう意味では、若者の意見が前回よりは反映されている。

委員：分布から見ても若い層が増えているということは、性別だけでなく、年代別でも集計を出してほしい。6ページ目の子育ての考え方についても、全体・女性・男性だけの集計だが、年代別でも集計してはどうか。地域活動、仕事、育児、暴力等についても年齢による違いがわかると、若い人はどんどん変わってきていることが見えると思う。せっかくこれだけの良い度数分布になっているので、データとして活用した方が良いのではないか。

委員：人口構成もサンプルの回収方法も、前回の調査から変化しているので、単に人口構成の変化を反映しているだけになり兼ねない。年代別で大きく違うテーマに関しては、年代別集計を追加した方が良いのではないか。子育ての考え方の「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるのがよいという考え方」のところは、年代別の結果を見たいと思う。

委員：有意差を見るというより、シンプルにその数字の変化を見るのが良いと思う。

また、11ページの暴力の経験について。加害経験で女性 $n=764$ 、男性 $n=521$ の合計で1,285人が加害経験者なのか。

S R C：分母が女性764人のうち4.5%が「なぐったり、蹴ったり、物をなげついたり、突き飛ばしたりしたことがある」加害経験があり、14.3%は被害経験があるということになる。

委員：31、32ページの「男女の分担の実態」と「考え」のグラフだが、実態と考えで違う色・模様になっているので、できれば揃えてほしい。

S R C：混乱しないように工夫する。

委員：11ページの見撃経験があることが、加害だけでなく被害経験にも影響しているのか。

委員：暴力への感受性が高まるため、被害者にも加害者にもなる可能性がある。男女差はあまりな

いと言われている。

委員：暴力をふるっているのを見たということは、同時に加害も被害も見ていることになる。

委員：単純に暴力を見たという経験より、育ってきた環境が根深く影響していると思う。

S R C：目撃経験がある人のうち加害経験がある人の男性が 28.9%、女性が 17.2%、目撃経験がある人のうち被害経験がある女性が約半数となっている。

委員：やはり子どもの頃の経験が、大人になってからのパートナーとの関係につながっていると言える。

委員：暴力の目撃経験は、その後の人格形成への影響が大きい。

委員：結果から、暴力の目撃経験の有無がその後の暴力との関わりが高いことが分かったことから、尼崎市として取り組むべきことは、学校教育において包括的性教育を実施していくことだと思う。

委員：49 ページの配偶者やパートナー、恋人から受けた暴力等について「どこにも相談しなかった」という回答が男性で 62.1%ある。「どこにも相談しなかった」のは、どういう被害を受けた人か抽出できるのか。例えば、仕事に就くことを禁ずるとか、携帯電話を勝手に見るであれば、相談しない率は高いかもしれないが、殴ったり蹴ったりされて相談しなかったのであれば問題である。

S R C：今すぐには出せないが、被害経験とのクロス集計は可能である。

委員：身体的暴力で相談しないのは根深さを感じるが、モラルハラスメント系で相談しないのは、意識の低さが見て取れると思う。

委員：身体的暴力を受けたときの相談先は医療機関であると思うが、「医療機関に相談した」割合が少ないことから、暴力を受けていることを医療機関に打ち明けるのが難しい人が多いように思う。

委員：モラルハラスメント系は、医療機関にはつながりにくい。

委員：身体的暴力を受けたとしても、誰にも言わないで治療だけ受ける人も多いと思う。でも、精神的暴力が 50%以上になっており、今の DV は殴る・蹴るというよりも、精神的 DV やモラルハラスメントが多いと思う。

委員：50 ページの前回調査との比較で「友人・知人に相談した」は増えて、「だれにも相談しなかった」は減っているが、それ以外の項目は減っている。普通はそれ以外の項目は増えていくのではないか。

S R C：憶測にはなるが、今回の調査では、モラルハラスメントの項目を一つ増やしている。モラルハラスメントを受けた方も相談したかどうか回答してもらうので、モラルハラスメント的な暴力については相談しにくいところもあると思う。傾向として見るために、暴力の種類別に相談状況を見ることもできる。

委員：このままだと、相談機関の役割が後退しているように見える。

委員：調査結果の説明のところに、DV として捉える範囲が拡大して、調査項目を増やしていることは書いておいた方がよい。

4 ページの男は仕事、女は家事・育児という考え方について、40 代女性は「同意する」と回答していて、50 代・60 代より少し高い。30 代になると「同意しない」と回答する人が増える。女性は 30 代と 40 代の差が大きい。40 代は、子育てで仕事を辞める時期を過ごし、30

代は子どもを産んでも働き続ける年代だと思う。14ページの各世代の就業状況を見ると、40代は非正規社員が大半で、30代は正社員が多い。一度仕事を辞めて非正規社員になった人は、仕事と家事・育児の分業の考え方に賛同する傾向にあるように思う。一方で、男性は30代と40代ではほぼ差がみられない。30代の男女のギャップは、注視している。年代別の男女の違いについて、何かしら記載があっても良いのではないかと思う。

委員：51ページの困難な問題を抱える女性について、尼崎市は困難な問題を抱える女性の支援を福祉部門が担当されているので、この審議会のテーマにはあがってこないが、男女共同参画計画にも暴力の問題が含まれるので、審議会でも取り扱ってほしい。

事務局：3次計画では、暴力の問題は柱の一つに入れていた。現行の第4次計画では柱から取り出して、DV計画に集約している。女性センターでは、困難女性支援法に基づく相談ではなく女性センターの役割として一般の悩み相談を受けている。困難を抱える方の暮らしを支える部署もあり、棲み分けをしている。

委員：困難女性支援法は、ものすごく範囲が広く、極端に言えばすべての女性が対象になる。DV法のように絞り込んだものでなく、対象が広範囲になる。確かに福祉局が対応する支援もあるが、自分のしんどさは何かみたいなところは、女性センターが実施している相談にも関わってくると思う。濃淡はあるかもしれないが、テーマとしては入れておくべきではないか。

事務局：困難女性支援法というよりは、整理上はジェンダー問題に起因している取組としてトレピエで扱っている。

委員：このデータを見ても、女性だけが困難を抱えている人が多いわけではなく、男女共に同じような割合で困難さを感じていることがわかる。

委員：52ページで男性の方が多いものとしては、「生活が苦しい」がある。

委員：数字は少ないが、女性だけでなく男性が「性的な被害」があると回答したことは注目すべき点であると感じる。

委員：52ページの「生活が苦しい」は、例えば未婚か既婚か、どういう生活環境か、家族・子どもがいるか、介護しているか等によって、色々と状況が変わると思う。例えば「住まいが決まらない」のは、どういう状況で決まらないのか。そのあたりを性別だけで判断するのは、分かりにくいのではないか。

委員：細かくデータをとっているので、深く分析できると思う。どこまで分析するか検討願いたい。

委員：男女別での分析になっているが、ご自身の性別について「その他」と「回答しない」とした方の回答はどこに入っているのか。

S R C：現時点では、男性・女性と全体としているので、「その他」と「回答しない」は含まれていない。この2つの回答を合算して29サンプルを母数として集計するかどうかになる。

委員：性的マイノリティの認知が進むにつれて「その他」「回答しない」の比率は上がっている。そこがマイノリティの方の数とイコールにはならないが、近いところだと思う。

S R C：質問によっては、性別を答えていただけていない方の意見に注視すべき項目もあると思う。「回答しない」方だけでは極端な回答が出てしまう可能性があるので、一旦集計・分析してみたい。

## (2) 尼崎市立女性・勤労婦人センターの今後のあり方について

・事務局より資料の説明

(質疑応答)

- 委員：2ページ目の新トレピエの導入機能の「ジェンダー問題に関する情報収集、提供」、「ジェンダー問題に関する交流、支援の場」について、交流や支援の場としては「ジェンダー問題に関する」が良いと思うが、男女だけでなくジェンダー平等を見据えた包括的なものと捉えると「情報収集、提供」の部分は、ジェンダー問題の「問題」を無くした方が良いのではないか。
- 委員：新図書館との連携等について、審議会での意見を伝えることができるとのことだったが、資料のどこに反映されているのか。
- また、1枚目の「市民や関係者からの意見・ニーズ」のトレピエの部分に「講座やイベントなどの内容を市民の提案や投票で決めるなど、使い方の民主化のようなことに取り組むといいのでは」とあるが、今も市民提案で講座を開催しているのに、この表現だとトレピエの使い方が民主的でないように見える。審議会や運営委員会で学識経験者が入って議論している内容は、この資料には反映されないのか。まちづくり・デザイン等に関する有識者からの意見は、今のトレピエを知った上での発言なのか。運営委員会や審議会が出た意見も、取りあげられても良いのではないか。
- 事務局：都市計画の有識者の意見であるので、その旨を記載してほしいと伝えた。今このタイミングで内容を大きく変えることは難しいかもしれないが、審議会の意見は逐次お伝えし、2枚目の「導入機能等」にも当審議会の意見を反映している。
- 委員：「市民」と「民間事業者」の他に「まちづくり・デザイン等に関する有識者」だけが重要な意見を発する機関として取り上げられているが、男女共同参画審議会がもう少し目立つ形で、意見を吸い上げる母体として取り上げてもらえると、意見を採用する必要があることが対外的にも分かりやすいと思う。
- 事務局：これだけのまちづくりの大きい事業なので、関係機関は多岐に渡る。「まちづくり・デザイン等に関する有識者」だけが特出しされているのには事情がある。総合的にまちづくりブランディングを担うための中心に据えているのが、この有識者である。それ以外の全庁各部署の意見を一つずつ記載すると、何の資料かわからなくなってしまう。素案作成に至るまでには、内部的な調整を積み重ねて成案化し、12月議会に提出して市民に公表されていく。決して各部署の附属機関等が軽視されている訳ではない。
- 委員：色々とした意見の結果を有識者でまとめたという感じにすることはできないのか。
- 委員：審議会が出た意見は、この有識者の委員会に伝えられているのか。
- 事務局：尼崎市の実情を隅々まで把握しているかどうかというよりは、担当部局がまちづくりのブランディングに関連して招聘している有識者で、これまでの都市計画関連の経験におけるご発言の一例である。トレピエでは既に市民企画提案事業として、市民から提案を受けて、事業化しているものもあることは、庁内の所管課にも伝えている。
- 委員：今言われたように、実際には市民企画提案事業も実施していることが資料からは全く読み取れず、トレピエについて誤解を生む表現であると感じる。
- 委員：担当部署に、そういう懸念は伝えてもらった方が良いのではないか。

- 委員：公民館・図書館等を利用している団体と、トレピエを利用している団体との交流はあるのか。
- 委員：あまり交流がない。新図書館と新トレピエがどのようにすれば交流できるのか、より魅力のある図書館や女性センターを運営していくための意見交換ができる協議体を作ってほしい。
- 委員：公民館を廃止し、地域振興センターと統合して生涯学習プラザを整備するにあたっては、生涯学習を担う市長部局と社会教育を担う教育委員会とが協議体を作って協議を行った。そのような形で意見交換をするのもよいのではないか。
- 委員：今後意見交換しながら「連携」の内容を考えていってほしい。
- 委員：2枚目に、新トレピエのコンセプト「性別に関わらず誰もがその個性と能力を十分に発揮できるジェンダー平等な社会を推進する拠点施設」とあるが、従前のコンセプトは何だったのか。「性別に関わらず」とあることによって、これまで利用していた女性団体の利用は減らないのか。
- 事務局：新トレピエは、ジェンダー平等を推進する拠点施設として、これまでの男女共同参画の取組を引き継ぎながら事業を実施していくので、現在の男女共同参画計画の内容をもとにコンセプトを設定した。現トレピエも男性も含めて利用できるが、名称が「女性センター」ということもあり、女性しか利用できないと思っている方が意外に多かったり、認知度そのものが低かったりすることは実感している。新トレピエの利用については、キャパシティの問題もあるが、新図書館も新トレピエも利用できる。
- 委員：公民館を利用できたのは、教育目的に資する登録団体のみであり、その制約もあつてか飲食禁止等のルールがあったので、廃止の方向になっていったと思う。トレピエは、そういう制約やルールはなかったか。
- 事務局：トレピエも営利目的は控えていただいている。
- 委員：現状では、女性団体の利用には減免が適用されるので、活動しやすいのは間違いない。
- 事務局：今の条例の設置目的に「女性の自立支援や福祉の増進」が明記されているので、女性団体への減免は設置目的に沿ったルールであるが、だからといって男性が利用できないということでもない。
- 委員：減免等については、今後議論していくのか。
- 事務局：広くジェンダー平等を目指すという意味でも、属性に焦点をあてるよりは、多くの人が見て誤解のないように、施設の設置目的を据え直す必要があると考えている。
- 事務局：いただいたご意見は担当部署にお伝えするが、全て叶えられるかどうかはお約束できないことをご了承願いたい。

### (3) その他

- ・事務局より、次回全体会開催予定（令和8年2月頃）

委員：これをもって、令和7年度第2回尼崎市男女共同参画審議会を閉会する。

以上